

金沢星稜大学同窓会支部規程（一部改正案の全文）

（目的）

第 1 条 この規程は、金沢星稜大学同窓会(以下「本会」という。)会則第 20 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、本会の支部設立及び支部運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（設立要件）

第 2 条 本会支部（以下「支部」という。）の設立は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 会員相互の交流及び親睦を図り、併せて本会及び母校の発展に寄与し、本会の事業に協力できること。
- (2) 当該支部の構成員は、正会員 10 名以上の賛同を有すること。ただし、次条第 1 項第 3 号の職域支部については、5 名以上とする。
- (3) 本会会則及び支部規程を順守し、支部の活動として政治又は宗教的な活動に一切関与しないこと。

（設立地域等）

第 3 条 支部を設立する地域等は、原則として次の各号に定めるものとする。なお、現存する支部については、従前の取り扱いとする。

(1) 都道府県支部

ただし、本会所在地の石川県支部の設立は除く。

(2) 市町村単位による地域支部

ただし、本会所在地の金沢市支部の設立は除く。

(3) 職域支部(職場支部)

(4) その他支部として適当と認められるもの

2 本条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める支部は、2 以上の都道府県又は 2 以上の市町村が合同して設置することができる。

3 本条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に定める支部は、当該地域内及び職域(職場)内では 1 支部のみの設置とする。

4 会員の本条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める支部への入会は、原則として何れか 1 か所の支部とする。

5 本条第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める支部の会員は、加えて本条第 1 項第 3 号に定める職域支部(職場支部)へ入会することができる。

（支部役員）

第 4 条 支部に原則として次の役員を置き、それぞれの総会において選任する。

(1) 支 部 長 1 名 支部を代表して支部の会務を統括する。

(2) 副支部長 2 名 支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 幹 事 若干名 支部の会務及び事業の運営を担当する。

(4) 会 計 1 名 支部の会計事務を担当する。

(5) 監 査 1 名 毎年度の会計を監査する。

2 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。欠員が生じたときは、速やかに選任するものとする。

(事前相談)

第5条 支部の設立申請に際して当該支部の発起人代表者は、本会会長に事前相談を行うものとする。

2 事前相談の時期は、設置申請書類提出期限の1か月前とする。

(設立申請)

第6条 支部の設立申請は次の各号の書類を一括のうえ、毎年度の上半期末(9月末日)又は下半期末(3月末日)までに本会事務局へ提出しなければならない。

(1) 設立申請書

(2) 支部規則

(3) 支部役員名簿・会員名簿

(4) 事業計画書

(5) その他支部の運営に必要な書類

2 本条第1項第1号に定める設立申請書は、本会所定の様式とする。

3 本条第1項第2号に定める支部規則は、本会会則に準ずるものとする。

4 本条第1項第3号に定める支部役員は、本規程第4条に規定するものとする。

(審査)

第7条 常任理事会は、前条の設立申請書類の提出から1か月以内に審査を行わなければならない。

2 前項の審査の結果、適当と認めたものについて当該支部の設立を承認する。

(総会等)

第8条 支部は毎年1回総会を開催し、事業計画等の付議、会務等を報告するものとする。臨時会議は、必要に応じて開くものとする。

2 総会及び臨時会議は、支部長が招集し議長となる。

3 支部総会は、支部の最高議決機関とする。

4 総会の開催等支部活動が複数年に亘り実施されないとき及び本会会則、支部規程に違反する行為があったときは、本会会長は当該支部の解散を命ずることができる。

(活動報告等)

第9条 支部長は毎年度終了後、本会会長に対し次の各号について、文書で報告するものとする。

(1) 総会の議事録又は概要

(2) 事業報告書又は活動状況の概要

(3) その他本会会長が必要と認めた事項

2 各支部は、会員名簿及び役員名簿に異動があるときは、その都度本会事務局に報告しなければならない。

(支部運営等)

第10条 支部の運営は、原則として当該支部の自主管理とする。

2 支部の経費は、本会からの補助金、支部会員の会費、寄附金、その他の収入をもってまかなう。

(補助金)

第11条 各支部の活動を推進するために支部補助金として、次に定める事項について補助する。

(1) 支部総会の開催補助金として、会場費は本部が全額補助する。

(2) 支部総会の開催補助金として、参加者1名につき4,000円、最高額200,000円を限度に補助する。

(3) 支部総会の開催案内に係る諸経費(郵送料を含む。)として、最高額50,000円を限度に補助する。

(4) 常任理事会が特別に承認した事業及び本会が推進した事業については、補助金を交付することがある。なお、補助金額は事業計画等に基づき算定する。

2 第9条第1項及び2項に規定する活動報告が行われるまで、次年度の支部補助金の交付を行わない。

(本会及び支部の協力)

第12条 本会及び支部は、相互に緊密な連携を図り、相互の事業の推進に協力しなければならない。

(支部の解散)

第13条 支部会員の転居、転勤、退会及び活動休止等その他の事由により、総会の休会、事業の不実施等の支部運営を長期に亘り休止し、かつ、事態回復の見込みがないときは、当該支部長は支部総会の議を経て、本会会長あてに解散届を提出しなければならない。

2 前条の解散事由が解消し、支部設立要件を充足したと見受けるときは、改めて支部設立申請を行うことができる。この場合の支部役員は、新たな体制とすることができる。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

付 則

本規程は、平成19年6月24日に制定し、平成19年6月24日から施行する。

付 則

本規程は、平成26年6月14日に一部改正し、平成26年6月14日から施行する。

本規定は2023年6月24日に一部改正。即日施行する。